

令和6年度大津市青少年問題協議会 会議結果

1 開催日時

令和6年11月20日(水) 午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

大津市役所 別館大会議室

3 出席者

委員7名

渡部委員、島崎委員、小谷委員、西田委員、秋野委員、秋永委員、福井委員
(竹内委員、後藤委員、内田委員欠席)

事務局4名

子ども未来局長、子ども・若者政策課長、子ども・若者政策課主幹、
子ども・若者政策課青少年係員

4 傍聴者

なし

5 次第

別添次第のとおり

6 会議概要

開会

定刻どおり開会され、子ども未来局長から挨拶がなされた。

欠席委員は3名であり、会議が成立することを報告した。

議題

大津市こども・若者支援計画のパブリックコメント案について

資料1、2について事務局より説明

【協議】

(会長)

資料2 50ページ(7)「犯罪、事故、災害からこども・若者を守る環境整備」となっていますが、文章の最後のところに、「非行防止に対し～連携を図ります」とあります。この書き方は「非行防止」で、「守る」というよりは、こどもたち自身がそういう道へ入らいようにということになり、2つの内容が含まれているように感じる。混乱をまねかないでしょうか。

(事務局)

「子どもたちを守る」ではありますが、子どもが非行に走ることから守っていくという側面もあるというところで書かせてもらっています。

(会長)

例えば、タイトルのところに環境整備とあり、事業の中でも環境という言葉が使われていますので、今お答えいただいたように、子ども・若者が犯罪や非行に巻き込まれないような環境整備という形で書いた方がわかりやすく、全体的なトーンが統一されるという気もします。これだけポンと書かれていると、(非行行為をする) 子どもたちに対しては、連携して対応するのだという風に見えたので。

(事務局)

もちろん、子どもたちが非行行為をすることを止めないといけないという部分もありますし、前回ご意見にもいただいていたような、闇バイトに巻き込まれるというような、非行に巻き込まれていくことを防ぐ、守るという意味のことを両方がわかるような形で、ここに記していくようなイメージでよろしいでしょうか。

(会長)

そうですね。施策、事業が、子どもたちが巻き込まれないように、あるいはその子どもたち自身がそういう道に進まないように環境を整備していくということが前面に出ているのであれば、基本的にはそのトーンで全体を統一した方がわかりやすいかなと思います。私も具体的に代案を持ち合わせているわけではないので、おまかせします。

(委員)

質問ですが、今、大津市では教育振興基本計画の策定をされていると思う。こども・若者支援計画も教育振興基本計画と関連付けるようになっていると思いますが、この案が関連づけられているのかどうか。

それから、48ページの「多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり」で、生涯学習課の「青少年教育推進事業」については青少年健全育成並びに青少年活動の活性化のための事業を行うこと、補助金を出すことが書かれています。他の事業は具体的にこういうことをしますと書いてあるところが、この部分は具体的なものが載っていない。何のためのどういう事業の補助金を出すかが載っていないと思いました。

51ページの環境整備のところ、地域交通政策課のバリアフリー推進事業ですが、これは大津市のバリアフリー基本構想にあるのだと思いますが、バリアフリー推進事業は大津駅周辺と膳所駅周辺、この2か所だけを推進すればいいものではなく、必要なら他のエリアもバリアフリー対応していくということであれば、「市内全域に向けてバリアフリー化を図っていく」というようなことを文言にする方がいいのかと思いました。

(事務局)

この計画の策定にあたりましては、教育振興基本計画についても確認をさせていただきながら進めています。教育委員会の方にも、この計画を確認していただいています。

生涯学習課の青少年事業について、補助金の具体名を記載した方がわかりやすいのではないかという意見かと思いますが、この事業や事業内容については、担当課も含めて確認をしながら掲載しておりますので、担当課に、委員のご意見をお伝えさせていただきたいと思います。実際に具体的な名称を入れるかどうかは、この5年間の間でどうなるかというところも含めてとなりますので、確認を取らせていただきたいと思います。

バリアフリー推進事業についても、担当課の確認の上で事業名と事業内容を記載しているところです。もちろんバリアフリーが天津駅周辺と膳所駅周辺だけできればいいというところではないとは思いますが、これからの5年間にやっていく部分としてあげられているのかについて、再度確認をさせていただきたいと思います。

(委員)

夢づくりプロジェクトが始まって、今年で4年目になるかと思いますが。学校現場ではこれが毎年継続されていくものかどうかというのが非常に心配なのですが、この計画案を見ていると「夢づくりプロジェクト」が載っているのです、これから5年間は確実にあるものと学校現場は判断していいのでしょうか。

(事務局)

現時点で計画にあげている事業の担当課に対しては、計画案の確認を取っていますので、夢プロジェクトの担当の教育委員会からは、この事業の掲載について了承されていますが、それが今後の5年間の保障したものであると考えてよいのかどうかは、こちらの事務局ではご回答しづらい部分になります。申し訳ございませんが、その辺りもまた教育委員会に意見があったことについて、伝えさせていただきます。

(会長)

すぐに事務局からお答えいただけないこともたくさんあるかと思うが、とりあえずいろいろ意見を出していただけたらと思います。

(委員)

すごく細かいことですが、49ページの自然体験の主な活動体験の中で、フローティングスクールをあげていただくとよいかと思います。主な活動として出てきてもいいのではないかと思います。

(事務局)

49 ページにある自然体験の主な事業のところに、フローティングスクールをあげてはどうかという意見でよろしかったでしょうか。同じような回答になってしまいますが、それぞれの担当課と確認を取らせていただきたいと思います。

(委員)

職員でも育休を取っている職員はこどもが保育所に入って職場に復帰するということが第一の課題で、なかなか保育所に入れなくて職場に復帰できないとか、あるいは虐待の予防という意味でも保育所入所というのは重要だと思っています。73ページの中で、黒三角(▲)の数字は待機児童を指しているのかと思いますが、7年度まではずっと倍増してきています。最初の方に保育所の待機児童が多いのは、保育士不足が原因とあって、保育所の箱もの自体はキャパとして満たせるけれど、保育士が不足しているので待機児童が多いということなのかと思います。45ページに保育士確保事業というのも書かれていますが、市民の関心というのは、こういう待機児童の解消というところが大きいと思いますので、全体の中で、その要因や、例えば「マンションが建って、入所者が急に増えた」というような分析的なものがあって、どのように保育士の確保をしていくというようなことが、書かれているといいのかと思います。

(事務局)

待機児童の件は皆さまの関心の高いところで、今回の指標の中にも入れさせていただきました。先ほどご指摘いただいたところですが、34ページの基本方針2の中で、「保育士確保等による保育利用希望者の受入体制の確保」の箇所に待機児童の数について指標にあげています。ここに記載している保育士確保の具体的な方策ですが、今年度から実施しておりますが、奨学金を使われていた方で、就職をされた後の補助金の交付制度があります。あるいは大津市立保育園の保育士の確保につきまして、今年度は前年度の倍にあたる29名の保育士の採用を予定しているということもございますし、今年度6月補正で予算化されました小規模保育所2か所の整備では、先日事業所が確定をして、次の4月に向けて整備を続けています。

とはいえ、先ほどご指摘いただきましたとおり、まだまだ足りている状況ではありません。70ページに教育保育の提供体制をどう整えていくのかということについて記載しています。保育園を希望されるこどもたちについては、一定の利用定員が確保されています。大津市全体では受け入れ枠はあるのですが、区域間や年齢区分の差が出てまいります。特に今年度もそうだったのですが、中部、中北部、J Rの駅で申しますと大津京から坂本、堅田の手前くらいまでのところが、大変待機の方が多く実情があり、そういったところや、新設予定の大きいマンションの見込み数も勘案して、この5年間の数の見込みを出しているところです。この見込み人数に対応していくために、対象区域に必要な施設整備を行っていききたいということを書かせいただいております。中北部、中部、中南部辺りのところに、この5年間の中で、新たな施設の整備を行っていききたいと、いうようなことを考えています。また、例えば私立の幼稚園でもこども園化をされて、保育が必要な方の受け入れが可能になるという変更をされることの調査も行っていて、それらについても数の見込みには反映しているところです。

大津市におきましても引き続き、保育士確保の取り組み、継続をしながら、こういった施設整備も行って、一人でも待機児童の方が減るような形で努めていきたいと考えて

おります。計画の中の記載としてご説明とさせていただきます。

(委員)

1歳から2歳の待機が多いというのは、この年齢層で預けるお子さんが多いからということでしょうか。

(事務局)

そうですね。1年間育休を取って、1年経ったら職場復帰しようという方が、多くおいでになるのが実情です。

(委員)

62ページの生活困窮者相談支援事業と生活保護自立支援プログラム事業で、今、ハローワークから2名を常駐させて「ステップアップおおつ」という相談事業をさせてもらっているのですが、少しこのことをどこかに書いてもらえればありがたい。

ハローワークと大津市の一体的実施事業で、事業契約を結んで大津市役所内に相談員を常駐させている。市役所の関係課から対象者の方のご案内をいただいて仕事探しをしています。

(事務局)

就労ステーションのことでしょうか。市役所のロビーに就労ステーションが設置されていて、ハローワークから相談員に来てもらっている、そちらの事業のことが取り組みとして、記載ができないか、ということよろしいでしょうか。

(委員)

他の市町にないことなので、ここに書き込んでいただく方が、わかりやすいかと考えています。

(委員)

質問ですが、51ページの少年センターの担当のところに、環境浄化活動事業とあって、有害図書・DVD・携帯電話等の取扱店の立入調査のことが書かれています。今の時代にどんなことをされてどんな成果があるのかというのを伺いたい。県で、青少年の有害図書の指定がされていましたが、インターネットの時代で有効性がないのではと、話をしていました。今、学校の内規を見直したりするときに時代に合わない内容の表記が残っていることもあり、全体的に見直さないといけないという話をしていたこともあったので、今の時代に調査をして、どんなことをどんなふうに把握して、その成果・結果が得られるのかなというのをうかがえたらと思います。

(事務局)

少年センター事業について、詳細にお答えできない部分もありますが、確認したとこ

ろでは、立入調査は実施されていて、調査員が行って書籍等がどのように扱われているか等の情報を聞いてこられる形ということです。指導するというより、情報共有で、その中で、こうしてほしいということがあったら、助言、依頼というような形でお話してこられるということでした。

当課に関係するところでは、有害図書については、青少年関係の強調月間に、有害図書の取扱いについて、図書の取扱いのあるところに地域団体の方が少年センターや少年補導委員さん等と一緒に要望活動に行っておられます。また、カラオケ店への要望活動も行っているというのがあります。地域団体の会議でも、今の時代にこの活動はどうだろうというご意見もあがるのですが、店舗の方と顔をあわせてお話しし、今の若者の情報を聞かせていただくことで、本のことだけでなく、地域での青少年活動をお伝えするような意味を含めて続けていこうということで、続けていただいています。少年センター事業も、立入調査という部分もありますが、顔あわせや、情報収集の意味が含まれているように思います。

コンビニエンスストアでも成人図書といわれるものは置かれなくなっていますし、インターネットを使われることが多いので、紙媒体を買われる方が減ってそういった図書を取扱わないというところも増えているようですが、成人図書にはあたらないけれど、県として指定されたものが取り扱われている場合は、売り方をこういうふうにしてください、という要望は行っているというのが現状です。

(委員)

効率的には、仕事を整理していかなければならない時代にどうかということを考えますが、そういった人と人とのコミュニケーションを取るということは大事なことだと思います。

(委員)

今の環境浄化活動の件ですが、もともとは、成人図書が自動販売機で売られている時代があって、それを子どもたちが自由に買える環境を是正していこうというのが始まりだったかと思います。この環境浄化活動については警察の職員も一緒に行くことがあって、最近はお酒の自動販売機が年齢確認がなくとも販売できるような状態になっていたのを、設置している方にお話をし、是正してもらうという活動もしています。有害図書とありますが、実際は有害図書というよりもカラオケ店や今問題になっている携帯電話、スマートフォンを通じての有害情報が子どもたちに悪影響を与えているということで、携帯電話の販売店にお邪魔して、例えばフィルタリングをかけていただくとか、親への啓発をしていただくとか、そういうお願いをしているのが実態かと思います。

(会長)

今のご意見いただいたことを少年センターと共有いただいて。

(事務局)

こちらからで恐縮ですが、先ほど委員からもあった39ページの「夢づくりプロジェクト」なのですが、この「こども・若者支援計画」に載せるべきかどうかを悩んだ部分がございます。この案では「多様な声を施策に反映させる工夫」というところにカテゴライズして入れています。「学校夢づくりプロジェクト」というのは、そもそも子どもたちが今年は何に取り組もうかと考えて取り組む、例えば、地域の方とふれあいながら研究したり、ラッピング電車を走らせたり、子どもたちが自主的に考えてやる取組だと思えますが、それをこの「こども・若者支援計画」の一部という形で取り組むと、少し趣旨が違うのではないかと思う部分があって、夢づくりプロジェクトを記載すること自体がどうかと内部でも議論した部分です。

過去、夢づくりプロジェクトの取組の中で子どもたちの意見で行政が動いたということは実際にあります。例えば、ある中学校で給食のトレイがあることによって早く配膳ができて、残食が減るというテーマで取り組んで提案してくれたことがあって、それを行政が受けとめて、じゃあ調理場を改修してトレイを出しますという形で施策につなげたということがありました。それはかなりレアケースなのですが、そういった一面を捉えて、ここに取り入れているのですが、この事業の本来の趣旨は、施策に反映させるためではなく、子どもたちの育ち、教育という観点で大きな事業です。そこについてはぜひ意見をいただきたいと思います。

(委員)

この事業については、子どもたちも非常に積極的に事業に参加してくれているということで、いい事業だと思っています。3年間は、各校に30万円の予算がついていたと思いますが、今年は20万円の希望制になって、加えて企業とタイアップして何か事業をしていこうというところには30万円がもらえるような形に変わりました。毎年続いていくものかわからないので、学校としてはどうしても単発事業になってしまうことが多い。これが5年間やるということになると、5年間を見据えてやっていけるのですが、それがわからないと、その年限りになってしまうということもあって、先ほど意見を述べさせていただいた。事業自体は確かにいい事業だと思いますが、今、おっしゃるような“施策に反映されるもの”という側から見た時には、ちょっと違うものかなとも思いました。結論とは言えませんが。

(会長)

位置づけという意味では、他のところに移すということもありでしょうか。

(事務局)

どこに入れるかということで悩んだのですが、一番ここが適切ではないかということを入れてあります。ここが適切でないのであれば、計画自体に載せず、教育大綱に記載されていたかどうか記憶にありませんが、そちらの取組という形でカテゴライズしてもいいのかと思っていたところです。

(会長)

今、お2人のお話を伺っていますと、例えば、48～49ページの多様な学びというところにも近いのかなという気もしたのですが、違いますか。

(委員)

教育大綱には載っていますので、タイアップするという意味では載せていいのかもしれませんが。

(会長)

言っておられる意味はよくわかりますので、教育の中で取り組むのであれば、ここ(多様な学び)ではどうでしょうか。具体的に何かあれば。

(事務局)

そうですね、先生おっしゃるように、「多様な学び」ですと能動的か受動的かというところはありますが、入っていても不自然ではないのかなと思います。

(会長)

流れの中で、全員参加ではないのですが、主体的なことの提供ということで。

(事務局)

はい。わかりました。

(会長)

前回の会議で情報発信のことを少しご議論いただいたと思いますが、情報の発信のこの記載はたくさんありますが、例えば48ページのところにも情報発信のことが文章の最後2行に追加してあります。気づいたところでは、基本方針4のところの最後にも似たような表現がある。基本方針4のところは居場所の情報ですので、「居場所に関する情報を発信します」でいいと思いますが、単に市が情報を上手にまとめて提供するだけでなく、もっと届くことを考えなさいと、前回の会議でご意見いただいたと思うので、わかりやすくまとまって確認できるだけではなくて、ちゃんと届くというような表記が少なくとも、このようなスペースのところなんかには必要かと思うのですが。

(事務局)

情報発信に取り組むということいくつか記載させていただいているところですが、「届く」という意味の表現でいきますと、60ページの「悩みや不安を抱えるこども若者とその家族に対する相談体制の充実」、いろんな支援のことを届けていかないといい、いろんな情報を届けていくというところで、「相談支援やサービスに関する支援について、必要とする若者に届くような周知を行う」というような表現をさせていただいています。では、具体的にどういうことをという点では、事業としての取組がなかなかあ

げられていないところで、それぞれの事業の中で工夫をしていく必要があると認識しております。

(会長)

わかりました。ここは「届く」という言葉を使っていて、使い分けているということですね。

他にないですか。よろしいでしょうか。

パブリックコメントはいつ位からされますか。計画案で気づいた点については、いつまでに言えばいいのですか。

(事務局)

もし、この後気づいていただいたことがありましたら、11月26日までにご意見をいただければと思います。

その他、庁内の意見や、他の会議からあがってきたご意見をまとめさせていただいて、修正がある部分については修正をさせていただいて、パブリックコメントについては12月27日から1月20日の実施を予定しております。

(会長)

では、ご意見は26日までに。他によろしいでしょうか。後、全体通してなにか。

(委員)

パブリックコメントの方法を知りたいです。こどもの意見を反映していくということこどもの権利条約からいくと、こどもの意見を求めていかれると思います。これまでもいろいろな施策で同じようなことがあって、教育振興基本計画でも学校に説明をして、こどもにこどもの意見が言えるよということを伝えなさいというような形で、いくつもおりてくるので、学校現場にこの支援計画の説明をこどもにして、パブコメがあるよ、意見を言っていんだよと伝えてくださいとおっしゃると、実際には難しい部分があります。

(事務局)

こども向けのパブリックコメントも同じタイミングで実施を考えています。具体的には、計画案は、こども向けのやさしい版として内容を端的なものにし、こどもに関連する内容についてどう思うかという形の、こども向けのパブリックコメントを考えています。今、学校の先生方にも見ていただいて、この表現が本当にこどもたちにとってわかりやすい表現なのかとか、絵がいっぱい描いてありますが、絵がごちゃごちゃしすぎていて、逆にそっちに気がいってしまうから絵はもっと減らした方がいいとか、いろいろなアドバイスをいただきながらつくっています。

天津市内の小学校5年生6年生、中学校1年生2年生の方には冊子の形でお配りし、最後の紙に意見を書いて、その紙を破って折ると封筒になって市役所に送られるといった形でパンフレットのようなものを作る予定です。今後、別の会議や議会等での説明を

して、12月中に印刷し、1月になったら学校から子どもたちにお配りいただくようお願いをさせていただく予定です。学校で、そのパンフレットを使って授業をしてくださいとかいうことではないですが、こういうものだということを伝えた上でお配りいただくようお願いさせていただく予定です。併せて、パンフレットが届かない人も意見が言えるように、ホームページなどでも公開する予定です。

(会長)

それでは、他にないようでしたら、本日の協議はここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

閉会